

あかしあ台自治会規約 法人化対応版 2023年4月23日改正

前 文

1987年3月、田園文化都市「三田」の地に新しい街「ウッディタウン」が誕生しました。

私たち、ウッディタウンのあかしあ台小学校区住民は、この街の優れた自然と環境を受け継いで、これからの社会情勢の変化にも賢明に対処しながら、常に緑と太陽に満ち、平和と静けさにつつまれ、文化の香りただよう、美しい街づくりをめざしたいと念願し、ここにあかしあ台自治会規約を定めます。

- ・ 私たちの街「ウッディタウン」を、愛し、大切にしましょう。
- ・ 田園文化都市の精神と理想をふまえて、自治のもとに力を合わせ、これからの街づくりに努力しましょう。
- ・ 新築や増築に際しては、周囲の環境を考え、調和のとれた美しい街になるよう努めましょう。
- ・ この街の公園や並木、道路等公共のものを大切に、清潔にしましょう。
- ・ 隣人と喜びを分かちあい、隣人の痛みや、苦しみもわかりあえるようにしましょう。
- ・ 隣人や街の人びと・伝統ある三田との出会いを大切に、田園文化都市にふさわしい内容豊かな文化活動を行いましょ。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、会員の自主的な活動によって、区域内の住民の親睦および健康的で明るい生活環境の維持改善を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 交通、衛生など、居住環境整備に関する事。
- ② 生活のルール作りに関する事。
- ③ 文化事業及び体育振興に関する事。
- ④ 会員相互の親睦及び地域振興に関する事。
- ⑤ 防犯及び災害防止に関する事。
- ⑥ 行政機関および各種団体との交渉、連絡に関する事。
- ⑦ 弔慰事項に関する事。
- ⑧ 広報活動に関する事。
- ⑨ 本自治会の発展及び繁栄に関する事。
- ⑩ あかしあ台自治会自主防災会に関する事。
- ⑪ その他、必要と認める事項。

2 この会は政治的、宗教的活動は行わない。また、この会の役員の名で選挙の候補者の推薦をすることはできない。

(名 称)

第2条 この会はあかしあ台自治会と言う。

(区 域)

第3条 この会の区域は、三田市あかしあ台小学校区（あかしあ台及びさくら坂）とする。

(主たる事務所の所在地)

第4条 この会の事務所は、兵庫県三田市あかしあ台1丁目50-3あかしあ台コミュニティハウスに置く。

(会 員)

第5条 この会は、第3条に定める区域内に住所を有する個人が全て会員となることができる。

2 この会は、正当な理由がない限り第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒むことはできない。

3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

4 賛助会員は、総会・役員会に出席し意見を述べるができる。また、役員会の要請がある場合には会議に出席しなければならない。

第2章 組 織

(組織構成)

第6条 自治会は、この会を運営するために次の役員及び班長等を置く。

① 役 員

a. 会長1名 事務局長1名 会計1名

(以下三役と称する)

b. 副会長 8名以内

c. 専門部長 若干名

② 班 長

班長 各班毎 1名

③ 監査役(業務及び会計) 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会業務を総轄する。

2 事務局長は、事務局を総括すると共に会業務一切を掌握し、自治会の運営を円滑に行うように努める。

3 会計は、会の財産を管理し、金銭の出納を行う。

4 副会長は、三役を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。又、担当する専門部の活動の支援を行い必要に応じて専門部会に参加し助言を行なう。

5 専門部長は、会長、副会長及び事務局長と共に総会及び役員会の決議事項を執行する。

6 監査役は、業務・会計全般について監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

なお、監査役は役員会に出席し、総会で決議事項が適正に執行されているかどうかを監査する。

(班長の仕事)

第8条 班長は班集會を総括するとともに、班における会業務を行う。

(役員及び専門部長・班長の選出と任期)

第9条 役員及び専門部長・班長の選出と任期は、次の各号によって行う。

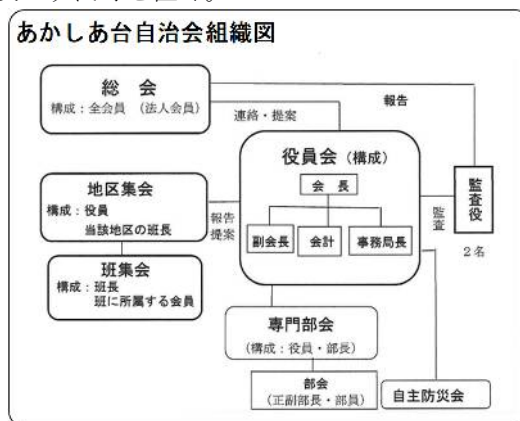
① 会長は、役員経験者の中から選任する。

② 会長、副会長及び事務局長、並びに会計及び監査役は、役員会において候補者の中から選び、総会の決議により選任する。

③ 専門部長は、役員会において候補者の中から選び、総会の決議により選任する。

④ 班長は、班内で輪番制とする。

⑤ 役員及び専門部長・班長の任期は、4月1日から翌年3月31日とする。ただし会長の任期については連続4年を限度とする。



- 2 役員の任期中に辞任及びその他の理由で新たに役員を選任する必要が生じた場合は、総会の役員選出議決権を役員残任期間に限って役員会に委任できる。

(役員等の業務の停止)

第10条 役員、専門部長、監査役が次の各号に該当するに至ったときは、役員および監査役の3分の2の決議により、業務を停止することができる。この場合、この役員等に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この規約に違反したとき。
- ② この会の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

(地区及び班の区分)

第11条 班は、原則として10戸を目処として構成する。

(会 議)

第12条 この会は次の会議を設置する。

- ① 総 会
- ② 役 員 会
- ③ 地 区 集 会
- ④ 近 隣 集 会
- ⑤ 専 門 部 会
- ⑥ 自主防災会

- 2 自治会の事業を執行するために必要に応じて専門部を置くことができる。ただし、設置に際しては、総会または役員会の承認を受けなければならない。

(総 会)

第13条 総会は自治会の最高決議機関であって、通常総会及び臨時総会の二種とする。

- 2 通常総会は、事業及び決算報告、役員を選任、事業計画及び予算案の議案を決するため、年1回会長が招集し、4月に開催する。
- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、会員戸数の5分の1以上の要求があった場合、会長が招集する。
- 4 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 5 議長は総会で選任する。
- 6 総会は、会員戸数の2分の1以上の出席（含委任状）をもって成立する。
- 7 議案の決議は出席者数の過半数の賛成をもって行う。ただし、可否同数である場合は議長が決する。
- 8 総会は、一の住戸を代表する会員（以下代表会員という）をもって構成する。
- 9 総会の議決権は1戸につき1票とする。
- 10 総会の出席者は、代表会員とする。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない代表会員は、書面又は他の会員を代理人として議決を委任することができる。なお、第6項及び第7項の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- 11 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。なお、議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 会員の現在数及び出席者数（書面議決者及び議決委任者を含む。）
 - ③ 開催目的、審議事項及び議決事項

- ④ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

(役員会)

第14条 役員会は三役および副会長で構成し、議長は会長がこれに当たる。

- 2 役員会は自治会の行う事業について立案し、総会に諮らなければならない。
- 3 役員会は、総会の決議事項を審議し、執行する。
- 4 役員会は、前項の他、総会において決議すべき事項を除き、事業遂行に必要な一切の会務、並びに各地区からの要望事項を審議し、執行できる。
- 5 役員会は、その構成総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議案の決議は過半数の賛成をもって行う。
- 6 役員会は、この規約に定めがない事項が発生した場合、これを審議し、処理することができる。ただし、総会に報告し、承認を受けなければならない。
- 7 役員会において決済できる権限は、30万円以下とする。但し、緊急の場合は100万円以下とする。
- 8 役員会は、この規約の施行に必要な細則を定めることができる。ただし、総会に報告しなければならない。
- 9 役員会は、必要に応じて助言者を招致することができる。
- 10 会員は、役員会を傍聴することができる。また、役員会に出席して意見を述べることができる。

(地区集会及び班集会)

第15条 地区集会は、当該地区の要望事項等を話し合う場であって、当該地区の班長で構成し、必要に応じて役員会で審議し会長が招集する。

- 2 班集会は当該班の全会員で構成し、必要に応じて班長が招集する。

(専門部会)

第16条 専門部会は、部長と班長から選任された部員およびボランティアで構成する。

- 2 専門部会は、総会で決議された事業計画を審議し執行する機関であり、必要に応じ部長が招集する。また、部長は、役員会において必要に応じて報告する。

(自主防災会)

第17条 自主防災会は、災害が発生したときに、会長が召集し速やかに立ち上げる。

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第18条 本会の資産は次の各号に掲げるものとする。

- ①別に定める財産目録記載の資産
- ②会費
- ③活動に伴う収入
- ④資産から生じる果実
- ⑤その他の収入

(資産の管理)

第19条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第20条 本会の資産で第18条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を獲なければならない。

(自治会費)

第21条 自治会は次の各号により会費を徴収する。

- ① 本会の会費は一戸当り年間 5,000円とする。
- ② 賛助会員については次のように定める。

上場企業	年間 50,000 円
それ以外の法人・組合	年間 20,000 円
- ③ 会費の納入は、ゆうちょ銀行自動払込で5月末日までに、1年分を一括納入する。また、班長を通じ、1年一括または半期毎に納入し、原則として前半期分を5月末日までに、後半期分を10月末日までに前納する。
- ④ 新しく会員になったものは、入会の月に翌月分から当該期末迄の会費を一括して班委員に納入、班委員は速やかに会計へ納入する。なお途中入会の場合会費は1か月400円とする。
- ⑤ 退会の場合は、退会月の翌月分から当該期末迄の会費を返金する。なお途中退会の場合会費は1か月400円とする。
- ⑥ 前項の他、役員会の決議を経て臨時会費を徴収することができ、臨時会費は班委員に納入、班委員は速やかに会計へ納入する。

(その他の収入)

第22条 自治会に関わる一切の収入は、役員会の承認を経て会計に納入するものとする。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第24条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第25条 自治会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(会計帳簿)

第26条 会計は、金銭出納帳の記載を行い金銭出納に伴う証拠書類を管理保管し、必要に応じて備品・未払金等の資産・負債状況を管理する為の帳簿類を作成する。

- 2 会計は、年度末に資産・負債の状態及び当該年度の収入と支出を種類別に要約した年度会計報告書を作成し、役員会の承認を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計監査)

第27条 会計監査は、自治会の会計を年1回以上行い、監査の結果は役員会及び総会の承認を受けなければならない。

(支出)

第28条 会計の支出は次の各号により行うものとする。

- ① 事業計画の実施に伴う支出。
- ② 役員会の承認により行なう特別支出。
- ③ 会計への支出請求は、所定の支払い依頼書により事務局の照査を経て行い、1回の支出が10万円を超えるものは更に会長の照査を受けなければならない。
- ④ 会計への支出請求は、原則として支払先からの請求書を添えて行う。

- ⑤ 現金の仮払いを要する支出は、原則として役員会の事前の承認を受けなければならない。
ただし、1回の支出が2万円を超えないものは役員会の事前の承認を省略することが出来る。

第4章 雑 則

(規約の変更)

第29条 この規約は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得、かつ、三田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第30条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第31条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第32条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない

(委任)

第33条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

第34条 本自治会は、平成元年7月30日をもって発会する。

第35条 この規約は、平成元年7月30日より施行する。

規約改正	・平成3年4月21日	第7条
	・平成4年4月19日	第7条
	・平成7年4月16日	第3条・第7条・第12条・第16条・第17条
	・平成8年4月21日	第9条5・第11条9.
	・平成12年4月16日	第7条②d
	・平成13年4月15日	第7条②・第15条⑤
	・平成20年4月20日	第7条・第10条・第11条・第12条・ 第13条・あかしあ台自治会組織図
	・平成22年4月18日	第11条・第12条・第15条・ あかしあ台自治会組織図
	・平成24年4月22日	第7条④・第10条・第11条・第12条・ 第13条・第14条・第17条②
	・平成25年4月21日	第19条④
	・平成29年4月23日	第6条⑩・第7条②a. b. ③④c. d. e. ・改正前第7条f一削除・第 8条2・改正前(運営委員会)第9条一削除・改正前(近隣会合)第10条一 削除・第9条7.8・

(地区集会及び班集会) 第10条・(専門部会) 第11条・改正前 (プログラム会) 第13条一
削除・第13条・第14条2. 4. 5・(監査役の任務) 第15条・(役員及び委員の選出と任期) 第
17条①②⑤・(役員の業務の停止) 第18条・第19 条・あかしあ台自治会規約組織図

以下、条番号調整

第20条・第21条・第22条・第23条・第24条・第25条・

第26条・第27条・第28条

- ・平成30年4月22日 第3条・第4条・第7条①・第10条・第11条・第13条・
第16条・第17条③削除④⑤・第20条③④⑤⑥・あかしあ台自治会規約組織図
- ・平成31年4月21日 第3条・第7条・第10条・第11条・第17条・第20条・あかしあ台自
治会規約組織図
- ・令和5年4月23日 認可地縁法人移行のため全面的に改正